

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（1）

2. 日時：令和4年12月7日（水）16時05分～17時35分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、島村主任安全審査官、井上安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

技術主席 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 マネージャー 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料：【第2廃棄物処理棟アスファルト固化装置等の配管等閉止措置】設計及び工事の計画申請の概要

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子力規制庁イノウエでございます。本日は
0:00:07	J A の原科研処理場の設工認のヒアリングということで
0:00:14	進めたいと思います。
0:00:16	本日のヒアリングですけども、まず、いただきました資料の資料のご説明をいただいた後にですね、
0:00:26	規制庁側の方から質疑、質問等させていただいて、
0:00:31	いただきたいというふうに考えております。こういった流れで進めたい と思いますけども、
0:00:39	よろしいですかね。
0:00:41	はいこちらは処理場キノシタでございます。了解いたしました。
0:00:46	はい。規制庁の井上でございます。それではまず資料の説明をお願いいたします。
0:00:55	はい。今ちょっとために協議させていただきます。
0:00:59	はい。お願いいたします。
0:01:05	今協議いたしましたけども画面は映ってますでしょうか。規制庁イノウエ でございます画面映っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:15	はい。それではですね今後、映しております資料処理場S1-1につきまして、ご説明させていただきたいと思っております案件につきましては、今冒頭であったように、
0:01:27	大博士と浅岡装置等の配管等閉止措置の設計部工事の計画の申請の概要ということでございます。で、まず、資料2で1ページ目、市西田の数1ページ目でございますけどこれ
0:01:41	処理場をご存じというような設備がありまして今回につきましては
0:01:47	こちらですね、左のところ赤枠で囲ってある通り本市に係る施設としては処理場の中の第2廃棄物処理と、ここで該当となっております。
0:01:58	で、申請の経緯でございますこれ府営等、ご承知の通りですね、一つ目の矢羽根でございますけども、SPART%装置をですね、今度は使用を停止することとしまして、
0:02:10	令和3年12月に停車設置変更許可を行いまして、本年6月29日に許可されたものでございます。本市につきましてはこの許可された内容に従って、これら設備の
0:02:24	安里孝装置や常務が設備の等の放射性配給系配管等の閉止措置を行うというもので申請させていただいたものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	次のページでございますけれども、主要設備の概要でございますけれどもこれ何回か審査会合でご説明した資料そのままでございますけれども、基本的には檀処理と比較的レベルの高い
0:02:45	放射性固体廃棄物液体廃棄処理設備を行っていたものでございまして、この処理設備のうちですね系統の右側の部分、アスファルト固化装置の上発生装置一つに、
0:02:57	1-2-2と、こういった位置はぎとり系統、こちらにつきまして、排気した廃棄物受け入れ系統と処理設備の加熱元を閉止することで、使用を停止するものと、いうものでございます。
0:03:09	設工認申請の概要でございますけれどもこれ申請書の頭を書いてございませけれども、処理場の液体廃棄施設につきましては、Aの廃液貯槽や、Bの
0:03:22	廃液処理装置といった構成となつてましてこの中でAの廃液貯槽の中の両括弧処理前廃液貯槽の中の、丸B廃液貯槽ポツ2-2。
0:03:33	あとBの廃液処理装置のうち、両括弧C小、
0:03:38	小、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:39	<p>固化装置のうちマルBの安里豊装置、これらを使用を提出するための配管系配管等の閉止措置に関するということで申請させていただいたもの でございます。</p>
0:03:51	<p>使用テツビ設備の範囲ということで、ここで一応閉表となつてございま す。第2廃棄物処理棟につきましては、設置から何回か設工認申請をし ておりまして更新工事とかですね、</p>
0:04:06	<p>一部改造工事を行ったものでございます。この中で、表の中で既認可番 号ということですので既に認可を受けた番号と、その既認可の内容、それ とその中で使用する設備の単位というものを、</p>
0:04:22	<p>ね、示してございまして例えば昭和53年4月20日付の認可いただいた ものこれは建屋吸排気給排水設備等の設置。</p>
0:04:34	<p>認可いただいたものでございましてこの中で、蒸発処理装置交通費を設 置する濃縮すると、マスターとか装置を設置する固化セルを使用停止を するものでございます。</p>
0:04:45	<p>ただしですね年継続使用する設備ということで、ノースとかセルです ね、こちらも基本的には使用停止をするんですが、構造体そのものは建 屋の一部、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:57	ということもあって使用停止部門技術基準規則の第六条第1項、地震による損傷防止の適合状態は今後も維持管理していきますと、いうこと ございます。その他の設備ですね、給排水設備とかですね建屋その の、
0:05:12	につきましては継続使用するものでございます。
0:05:15	また、その下ですねこれは内装設備の、
0:05:21	設工認でございます。これは早い貯槽ポツ2-2と情報発信を生じた装 置を使用停止するものでございまして、固体廃棄処理設備には継続使用 するものでございます。
0:05:31	また、令和元年に三つ目でございます。令和元年に認可いただいて設高 に公示したものでございますこれはセルのプロセスモニターと呼ばれ る、で、
0:05:41	放射線の検出器を更新したものでございますけども、これらのうち、濃 縮槽と固化セルに設置しているプロセスモニター、これもセルの中に廃 棄物を受け入れして、線量とかも上がることがないので、
0:05:55	それぞれ1基ずつ、合計認識、設置しているものこちらを資料提出する ものでございます。で、その他の固体廃棄物処理設備に関わる制度に設 置しているプロセスモニターこちらは継続使用するものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:08	また、これは平成9年に認可いただいたものと蒸発処理装置ポツに配管の一部改造一部階段を増設した工事がございました。
0:06:19	これは情報発信装置ポツ2の中の全体の中に含まれますので、これはすべて使用停止、今後増設した系統はすべて使うことがないということで使用停止と察します。
0:06:31	最後に、平成20年の認可でございますけどもこれは、スマートパス同士の支配共通措置であるタンク、一基これを丸ごと更新したものでございます。こちらも今後使用することはないので、
0:06:46	ここで認可いただいた設備はすべて使用停止としてございます。
0:06:51	で、技術基準規則の適合性でございますけどもこれ第一条から次のページの最後まで計囲っております。細かく、ちょっと少し説明は割愛させていただきますが、今回ですね、
0:07:04	施設購入は新たに何か設備を設けるというものではございません。あくまで使用中止するものってということで新たに技術基準規則への適合というのは、ほとんどないというふうに考えてます。中でも、
0:07:21	ただし35条のところですねすいません。
0:07:24	35条のところでございますけどもここですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:29	35条廃棄物処理設備と言いまで、我々の頭、メインのところでございますまして、例えば、35条1項の1号、こちらについては廃棄物処理能力に関する情報のために該当なしというふうに考えてます。他にも2号は、
0:07:45	廃棄物以外の廃棄物を廃棄するその区別に関する条項ということ該当なしとかっていう整理をしていただいた中で、1項6号ですねこちら
0:07:58	排水口以外の場所に廃止するものはないということ、ございますこれが唯一適合条項というふうに考えてございます。詳細にはですね次のページでございますけれども、
0:08:11	これが技術基準規則35条の中身をば声し切って示したものでございましてこの中の35条の1項6号、こちらの方では液体状の放射性物質廃棄物を廃棄する設備や排水口以外の箇所において、
0:08:28	液体状の放射性廃棄物廃止することも、ものではない、排出する。
0:08:33	ことがないものであることというふうな規則がございまして。これに対してですね。
0:08:38	基本的には受け入れ配管のすべて閉止するという事で外部からほとんど受入れるところ基本的に止めていくんですけども、1ヶ所だけですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:48	第2 廃棄物処理棟に設ける排水槽、これ手洗い水とかです。そういったものを貯留するタンクから、使用停止とする廃液ちょっとポツ2-2ずつ接続する部分が1ヶ所ございます。
0:09:02	こちらにつきましては、液体排風栄養排水槽と一体利用排水槽、これは継続使用する解説について、これらが排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないように、
0:09:17	使用とする、は、排せつ物新野家接続する配管をセールス併設設計としているということで、こちらが今回の技術基準適合条項Aというふうに考えてございます。
0:09:29	で検証家規制つけこん変更許可申請の整合性でございますけどもこれ原子炉、左側の原子炉設置変更許可申請書の記載でございます、
0:09:40	こちら設計方針として、
0:09:46	例えば12条の安全設備の第1項のところに、第2処理棟の放射性はいはい1ポツ2より上発生装置ポツによるあそこの使用を停止し、
0:09:57	廃液の受入貯蔵及び処理を行わないことが安全機能として放射性分の貯蔵機能を有しないため安全する運びをするという書いてございます。また、添付書類の添付図の中に、流量線図ございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:10	許可書に記載されてる受け入れシステムのところに、
0:10:14	ちょっと図面が小さいですけど許可書のはい抜粋でございますけども、 例えばこの廃排液四つポツ 2-2 のところに※行ってここは使用停止と しますとかですね。
0:10:28	ええ。
0:10:30	ちょっともう少し思って、
0:10:33	処理廃棄し廃液は一つ、ポツ 2-2 の形は一旦閉止するとかですね※2 の ところ、蒸発缶の加熱蒸気配管を閉止するといったことを許可書で謳っ てございます。
0:10:46	これに対して、設工認申請書では、
0:10:52	こういうこれら設備を使用停止をするため設計条件の中で、
0:10:59	当初、受け入れ配管ですとか、加熱元で金塩器配管 L P G 配管を閉止ブ ラグ閉止フランジやフランジ、
0:11:08	年間への閉止板を挿入することで配管雄閉止すると設計、
0:11:13	していると、いうことを設計条件に謳ってございます。また、先ほどの A I I 継続使用する設備から受入れる系統については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:23	ここでもどこ同様二瓶シーターを挿入することで配管を整理する設計と しているということを、設工認の中で
0:11:32	条件としてございます。具体的な箇所については後程説明させていただきます。で、これらに対して、先ほどちょっと繰り返しになりますけども技術基準規則との適合条項ですけども本申請は設備を使用停止、安全施設間を削除するために閉止措置を行うものであって、
0:11:50	新たに施設設備を設けるものではなく適合させる条項は基本的にはない というふうに考えてございますただし等今後も平成継続使用する排水そ うですね手洗い水等を貯留する貯槽から資料提出廃棄物をポツ 2-2 の 接続する箇所については、
0:12:04	水切り基準規則 35 条 1 項 6 号の適合をさせるということで、ここが適 合情報であると考えてございます。
0:12:14	で、具体的な設計、条件ですけれども、これ設工認申請書へのテント図 を下につけてございますけども、排気所長二宮定 8 処理装置ポツにアス ファルト固化装置を使用するために、系配管、これ①、例えば、
0:12:30	1 の図面図の左側の絵の①放射性北配布系配管 C1 の C O2 ということ で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:40	ここですねこれ、すでに認可を受けている設工認の系統図の中で、2ヶ所でございます。こちらの方、
0:12:49	CとC2を閉止します。また、
0:12:55	ここについては加熱蒸気配管、②ですねここは加熱蒸気系統にちょうど系統図見左上になりますけども加熱蒸気配管がありましてそこも閉止をいたします。
0:13:08	また動画そういうとか装置の方もマルス1、これは放射性気体廃棄物受入配管これは
0:13:16	蒸発処理で濃縮した後の液ではなくて、スラッチをえい一応設計上、受け入れて処理することができるっていうふうになってございます。その系統も、
0:13:28	ドラム缶から吸引する吸い上げて供給するなってますけどもその受け入れ配管のところも閉止します。
0:13:36	また、左側の方右側の方いきまして③のLPG供給配管、こちらも切り換え後プロパンガスと書いてますけども、LPG供給配管ここも閉止して加熱所有措置を確実に
0:13:52	動かせないように加熱下も閉止しますというところでございます。また

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	次のページいきますこれが建屋に設ける排水層の系統図になりましてこの中で液体廃棄物用排水槽とB O排水槽と、ちょっと左下に書いてあるところですね。
0:14:10	こちらから排出物2-2に行く系統が1本ございます。系統図上は2本来てますけども最後合流して1本になりますので閉止箇所は1ヶ所ありますけども、
0:14:20	その部分は、これ、
0:14:24	一つ、1発はい。排水排水数は美容排水槽から、排水口以外の場所に行かない排水することがないようにここで演技しますと。
0:14:36	いうことに
0:14:39	なっております。
0:14:41	届け6ヶ所の閉止Aを閉止するものでございます。
0:14:48	で、設計仕様ですけども本申請は新たに設備を設けるものではなくて廃液配分の受け入れと処理を確実に実施する的な工夫を目的出資するため、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	閉止箇所とその工事の方法を設計しようとして今現状記載しているものでございます。で、配管の閉止に使用する閉止プラグ閉止板や閉止フランジはステンレス校正をする計画でございます。
0:15:11	で、例えば土佐図面につきまして編集部が3パターンございまして配給中閉止プライドを設置するタイプ、これを
0:15:21	と、一部の配管を取り外して閉止フランジを設置するもの、あとはバルブのフランジの面間に一般的に使われてる閉止板を挿入して閉止する方法も3パターンございますので、
0:15:34	その代表例を次ページ以降に示したものでございます。
0:15:38	こちらは閉止プラグによって閉止する箇所を1ヶ所ございます。これは、廃液移送車両から受け入れ配管でここはカップラー取り合いになってございまして、
0:15:49	ここのカップラーについてはカップラを取り外して、そこ、ねじ込みになってますけどもねじ込み継ぎ手のところに閉止プラグをねじ込むと、これもステンレス構成のプラグをけつけると。
0:16:00	こういうものでございます。また閉止フランジの閉止の例としてはN P Dの供給配管ですね、こちら、L / Dのガスボンベ屋外から来るライン、これ d u 訂正に書いてませんけども、両端フランジになってる配管

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を取り外して、端部に閉止フランジをステンレス更正の閉止プラントって取りつけるというものでございます。
0:16:21	ちょっと設工認申請書ですね、本申請の対象外ということを点線で給湯ボイルIMライン書いてございます。これは、
0:16:29	今現状ですねこの配管につきましては今現状識別番号がちょっと今、図面上ないようなものですので、実際この屋外のこのLPGから来るライン二つございます。で、左が一般設備を農業依頼で、
0:16:48	あくまで右側の方を閉止するという識別のために、
0:16:52	2本あるうちの右側のところを閉止しますということで参考につけさせて、描かせてもらったものでございます。
0:17:00	またヘイシーた二瓶氏でございますけどもこれは閉止板概略図で家資格、右の方にし、塀概略図で書いてございますけども、
0:17:10	フランジのフランジ間に取り手つきの板を挿入するというのは一国普通に
0:17:18	使われてるものを整理。
0:17:20	用いて閉止することを考えてございますこれはバルブ例。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:23	塗布フランジつきのバルブの箇所につけるものでございまして、基本的には例えば、
0:17:30	ここでC-6、液体把握とAの排水槽と美容排水槽から来るラインの、
0:17:38	処理排気とその排気筒の2-2の受入れるバルブのところに閉止栓列構成の閉止板を入れて閉止するというのを計画しております。
0:17:50	工事の方法と手順でございますけど先ほど御示した通り3パターンございまして閉止板による閉止、左側の方ですけどもこれは、
0:17:59	フランジウインカーに不平シーターを挿入するのみでございます。で、閉止プラグの閉止、1ヶ所ございますこれは既設のカプラーを取り外して閉止プラグを取りつけるものでございます。で、
0:18:12	右が閉止フランジの閉止、これ1ヶ所ございますこれも既設配管を取り外して閉止フランジを取りつけるというものでございます。これがすべて終わりましたら、
0:18:21	構造強度できるような確認検査ということで外観検査で行いまして最後、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:29	このC選手に従って行われたもの、ものであることの確認かかる検査、 適合性確認検査を終えて、工事完了となっております。また、これの 各段階において適宜品質マネジメントシステム計算を実施すると。
0:18:42	いうものでございます。
0:18:44	で、主要事業数検査の項目と方法でございますけれども基本的には外観検 査、ということで
0:18:52	閉例えば閉閉止箇所、これは椎野市は閉閉止プラグを使ってですけども 閉止箇所C1について申請書図面示す。
0:19:03	背景率を目視で確認して判定基準としては、閉室が設置されていること となっております。
0:19:09	また、
0:19:11	Dの方ですと、
0:19:14	これは豆腐
0:19:15	フランジ面下二瓶シーター入れるっていうことでございますけども、
0:19:19	こちらも目視で確認して閉止板が挿入されることを確認すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	こちら閉止板ですねヘイシータワー等この概略図で示しておる通り取っ手がついてございますので、工事後にも寺井さんについているということをもって、
0:19:37	兵士が入ってるっていうことは、最後確認できますので、そういったことを栄他の検査で確認すると考えてます。
0:19:44	また、最後これは閉止フランジを
0:19:48	きけるパイプですけどもこれは配管端部に閉止フランジが設置されていることと、いうことを判定基準としております。
0:19:55	機能と検査はございませんのであとは
0:20:00	適合性確認検査のところでございます。これ 35 条 1 項 6 号に適合性し てることを記録等に確認するというので、
0:20:10	適合性確認検査をして、あと、建設工事の各段階における品質マネジメントシステム検査につきましては、
0:20:20	厳格研修会研究所の品質マネジメント計画書に従って、工事検査に係る保安活動を行うことを各書類等で確認するというのでございます。
0:20:30	少し駆け足になりましたけども説明は以上になります。
0:20:39	A 規制庁イノウエでございます。ご説明ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:44	それでは質疑に入っていきたいと思います。
0:20:48	すいません、会長の井上でございますけど、まず資料の構成の件でちょっと、
0:20:56	コメントございまして、現状のパワーポイントのパワーポイントの資料の構成等申請の概要があって、技術基準適合性が
0:21:06	で、そのあとの設計条件仕様、こういった流れになってるかと思うんですけども、
0:21:14	まず申請の概要があって、設計条件がとか仕様があって、それに対して技術基準適合での説明をされるかと思しますので、申請の概要設計、
0:21:25	経営条件主要技術基準適合性の、こういった順番にさせていただくことってできないでしょうか。
0:21:32	労働省科学研究所羽鳥所長キノシタでございます。承知いたしましたちょっと資料入れ準備議会等で構成見直したいと思います。
0:21:43	規制庁、井上でございます。はい。構成の見直しをお願いいたします。
0:21:49	後、
0:21:51	断線がございまして、またちょっと資料の見た目違う構成の話なんですけども、今、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:59	10 ページ目とか 11 ページ目、
0:22:04	2 ですね、あそこなんだ。
0:22:07	ところなんです。手書きのちょっと図面で書かれておるんですけども、 ちょっとですね図が小さいのでも、もう少し大きくして欲しいというところがございます。
0:22:19	ただちょっとおっきくしたところで、
0:22:22	なんてさず、昔の手書きの図面というところもあって、なかなか読めないのかなと。
0:22:28	いうところもございまして、
0:22:32	何か他にニーズがあればっていうところもありますけども、
0:22:39	はい。ちょっとですねまず 1 通話まああの図面自体を、ちょっと枚数増えてしまうんですが、1 ページに 1 系統図ということでまず見やすくするというのが一つ。それと
0:22:53	これのスキャンでとって元図、ちょっとどこまで綺麗にできるかっていうのがございますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	<p>スキヤンの制度、改造とちょっと上げてですね文字が読めるようにすることは可能かと思えますけれども、その辺でちょっと対応を考えたいと思えますがいかがでしょうか。</p>
0:23:16	<p>はい規制庁イノウエの麻生ですね図を大きくすると主幹の解像度を上げて、ちょっと見やすくしていただけるというところで、</p>
0:23:27	<p>まずはやってみたかなというところだと思います。</p>
0:23:32	<p>そういうキノシタでございます。イメージとしてはこの例えば今アップにしてますけども加熱蒸気とかですね廃液輸送容器とか、この辺がきっかりくっきり見えるようなイメージのレベルでしょうか。それとも、</p>
0:23:47	<p>この系機能例えば、</p>
0:23:50	<p>丸D0で少し</p>
0:23:54	<p>上は処理装置とかの経営基盤計器の種別とかが書いてますけどもそこまで細かくっていうレベルで消化度チラーのレベルでしょうか。前者の方の何がどこからやってくるかっていうところが多分大事なところかと思えますのでそこが、</p>
0:24:12	<p>しっかりわかるようにしていただければと思います。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:16	承知いたしましたちょっと工夫させていただき、後程ご相談させていただきたいと思います。以上でございます承知いたしました。
0:24:26	規制庁でございます。次、行きました。13 ページから 15 ページ目。
0:24:31	配管図を書いていただいておりますけども、
0:24:36	こんななかなかですねイメージがづらくてですね、許可の、
0:24:41	会合資料だと、何か写真があったりとか、そういったところでイメージがしやすくなっていたかと思うんですけども今回も同様にしてですね写真を載せたりとか、
0:24:52	そういったところでわかりやすくすることってできないでしょうか。
0:24:56	原子力統制上キノシタでございますはい。このシートの中で例えば、今はアイソメ図とど真ん中に置いてますけども、その空きスペースとかですれそちらのところに、
0:25:10	審査会合でお示した写真とかですね説明を加えることは可能ですけどそういった対応でよろしいでしょうか。
0:25:18	強調色はそういった対応でお願いいたします。写真じゃない。はい、じゃあ対応させていただきます。いや、もうフラグとか写真、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:32	これはすいません規制庁新井田でございます。そこの 15 ページのところにフェイス坂野。
0:25:41	使ったときの例というところあるかと思えますけども、
0:25:45	ここを閉止版の概略のところ、
0:25:50	相田二瓶芝を入れるんですよというところはわかるんですけども、こちらの閉止版とかっていうとサイズとかって特に、
0:25:59	書く必要がないとこういったもの、こういった理解でよろしいですか。 はい。特に一般産業的に口径別に普通に売られてるもので特に、例えば 100 実機をフランジ用っていうふうに専用で売られてるので、
0:26:17	特段寸法は今のところ入れなくても対応可能というふうに考えておりますけれども、はい。
0:26:25	じゃあ、次は一般的に下か書かないってことですね。
0:26:30	そうですねもうほぼ支柱品なので。はい。一般的には、
0:26:36	書くもんじゃないというふうに考えておりますが、承知いたしました。
0:26:49	麻生課長、井上でございます。
0:26:54	ちょっと中身の話をさせていただければと思うんですけども、8 ページ、9 ページ、9 ページのところにですね許可整合性のお話。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:10	されてるかと思うんですけども、こっちが、
0:27:14	他の
0:27:15	表で説明したいことというのは設置変更許可と今回の設置工認は整合していますよという、そういったところを多分説明されたいんだと思うんですけども、
0:27:28	そうすると、一番右に書いてある技術基準への適合上小こちらって、
0:27:35	必要でしょうか。
0:27:39	そうですねちょっと、
0:27:43	確かに 20 のような記載になっているので、ちょっと
0:27:49	せっかく意図としては許可の中で安全設備から削除しますというところがあつたので、そこの関連づけという意味と、今回は、
0:28:02	新たに施設設備を設けるものではないので、技術基準適合状況はそういうものだけだというふうに説明をちょっと入れたんですが、確かに今おっしゃる通り、
0:28:12	強大なところは新設の整合性でございますのでここになくてもまあいいかなとは思っております。
0:28:21	はい。規制庁井上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:23	なんで技術基準適合性のところに書く内容なんですかねここが、はい。
0:28:31	はいそうですねだからちょっと順番も少し入れ替えるような形になるかもしれませんけど、ちょっとどこに。
0:28:41	入れるかは、そうですねこの説明のなかーになろうかと思えます例えばこのリスクの適合性の一番最初のところですね。
0:28:52	この表の、ちょっと表の括りはちょっとぎりぎりなんでちょっといくつ かずらさなきゃいけないと思うんですけども、
0:29:00	例えば切りここの表の上のところですね一番上のところに、
0:29:05	先ほどの説明を書いた上で書くとかですねそういった対応の方がわかり やすいでしょうか。
0:29:13	アンケートは以上でございます。その方がわかりやすいと思えますの で。はい。思います。はい。
0:29:20	はい、わかりましたちょっとその場所の移動とかちょっと検討したい と思います。
0:29:25	はい。規制庁伊奈です。はい。よろしくお願いいたします。
0:29:33	規制庁の李でございますけれども、技術基準のところなんですけども

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:39	今回 35 条の第 1 項 6 号だけが対象ですと。
0:29:46	いうところなんですけども、12 条のところ、
0:29:50	材料構造のところですね。
0:29:53	こちらについては対象外という、いうところ。
0:29:59	よろしいでしょうか。はい。
0:30:04	そうですね次、従前からの設工認その 4 とか 6 のときの積合成の設置、 12 条ですね、の時もこういった書き方で、もともと、
0:30:16	第 6 営業んところは確か重要なものとか、というふうな記載がございま して、ここは決議はクラス 3 ということで、今まではそういう整理させ ていただいていたかと思います。
0:30:29	慶弔イノウエでございます。基準化の実際に、ここに廃棄物処理棟を作 る時もこちら材料構造ってのは、耐震対象にはなっていなかったもの と、そういった理解でよろしいでしょうか。
0:30:46	設置当時ですね、設置当時ワー
0:30:52	ちょっとその当時にちょっと技術基準規則食うっていうのは今のよう な形になってたかっていうのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	ありますけれども、藤層ですね、ちょっとそのつけ一對一の対応の多分、
0:31:12	設工認上多分うまくリンクはしてないかもしれませんがはい。
0:31:19	ただいま現状の整理としては今こういった形になってますちょっと期竣工時、材料とかで見てた可能性はあります。ただ、こういった技術基準と12条の適合のために材料検査やってたっていうふうには多分読めなかなと思っております。
0:31:38	はい。規制庁井上でございます。なんでもともとそういったものじゃない。
0:31:44	ものに対して継承するのでもちろん対象じゃありません。そういった理解でしょうか。
0:31:51	はい。そう考えております。
0:31:54	規制庁飯野でございます。はい承知いたしました。
0:32:01	あ、規制庁の矢部さんもう1点ございまして、今回第2廃棄物処理棟のアスファルト交換など、1回廃棄物系処理系を、
0:32:13	使えなくするためにへんし、今回設工認出されてるかと思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	変更許可の際にはですね、この第2 廃棄物処理棟の液体廃棄物処理系だけではなくてですね、
0:32:30	第2 廃棄物処理棟の液体廃棄物処理系やめるので、その対策と第3 廃棄物処理棟に持っていくというところございまして、
0:32:41	私の第3 廃棄物処理棟で受け入れ処理する。
0:32:44	熊井喜多1 ノード濃度上限を上げたりとか、
0:32:48	処理場か、
0:32:50	上がったりとか、
0:32:52	そういった
0:32:53	たり、あと、
0:32:54	まず、
0:32:55	安里高架を止めてその辺とかにしますというところで、でき上がる廃棄物の発生量が、
0:33:04	分かると多少なんですけども、多少増えるというところで、保管廃棄施設の容量の協定の
0:33:13	こちらを
0:33:16	こちらも対象になっていたと、そのように理解しておりますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:20	このような第3廃棄物処理棟であったり、他廃棄施設、こちらに対しての設工認申請、
0:33:28	今回含まれていないんですけども、
0:33:31	その理由は何かございますでしょうか。
0:33:36	はい。原子力をキシモトです。第3処理等に関してはですね、今おっしゃったような観点に関しては、基本的に評価区間の段階で、
0:33:47	もう許可書の中でうたってそして評価レベル、実際の工事家設計工事というよりは、評価としてか話がクローズしてるということで、
0:33:58	今回は実際にハード対応する設計対応するところである第2処理棟というところについて申請させていただきました。第3章についてやはりちょっとハード対応するものがなくて評価というところで終わってるということで許可、許可段階で終わってるっていうふうに我々としては理解をしております。以上です。
0:34:18	アンケートイノウエでございます。第3は、第3、あと他廃棄施設もそのような理解と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:27	はい第保管廃棄施設も具体的にしか6個ぐらい、200度が6ぐらい年間増えるという話だったと思うんですけども、それも評価として終わってるといところで、
0:34:40	設計対応というところではないというふうにちょっと私の方では理解しております。はい。町長でございます。ちょっと前提条件が変わるものも、実際のものを変更するハード対応がないので、
0:34:54	特に設工認は要らない、そういった理解ですよ。
0:34:59	はい。いや、おっしゃる通りです我々としてはそのような理解をしております。はい。区長ありがとうございます。
0:36:43	ありがとうございます。ちょっと中で整理して少々お待ちください。
0:36:49	はい。
0:38:46	それは規制庁イノウエでございます。5章だった第3廃棄物処理ちょっと保管廃棄施設のところの許可のところ、評価、
0:38:55	だけでクローズしていますというところだったと思うんですけども、そこについて許可整合の観点からですね、ご説明いただければと。
0:39:08	いうふうに考えておりますので、その資料上補足。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:13	パワーポイントの補足所得として衛藤牛尾とつけていただければというふうを考えておりますけどもいかがでしょうか。はい岸本ですけど承知しましたパワーポイントの後に補足でつけさせていただきますので、
0:39:28	ちょっと確認させていただきますけど、
0:39:30	施設に申請書としてはこの形で、今回の第3処理と今おっしゃられたかってほか五つの観点は入ってない形で送って、
0:39:41	説明資料として、パワーポイント2付けるというそういう理解でよろしいでしょうか。
0:39:52	規制庁宮です。ちょっと今の段階ですすね
0:39:57	第3廃棄物処理棟って他は規制の内容をちょっと確認したいので、まずはパワーポイント資料の方につけてくださいっていうそういったここに入れなくてもいいのか%審査会合吉井。
0:40:11	塩山先生、ご存知ですね、規制庁、伊田でございます。すいません。パワーポイントと言いましたけども、パートとは別に
0:40:21	他の資料としてまとめていただければと。
0:40:25	審査資料としてですね、まとめていただければというふうを考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:31	はい。理解わかりました要は今のこのパワーポイント資料とは別に、許可の時に今の観点に関してご説明した補足資料をつけましたけど、
0:40:44	大体それと同じような内容になると思いますけどそれぞれを別途ご提出という理解でよろしいでしょうか。はい。設工認としての
0:40:56	どうしても説明というところでつけていただければと思いますがタツモトです。ちょっと中身等、同等レベルになるのかもしれないんですけど、一応今、設工認の段階に入ってるので、
0:41:08	許可整合という観点で、許可ではこういうことを江藤、説明してますとそれを踏まえて設工認ではこうしてますっていうところの説明をさせていただきたいというところなんですけど。
0:41:21	はい、岸本です話理解しました許可との整合から技師設工認としての段階でこうなってるという形で今押してご指摘のあった通り、説明の仕方は大体同じになりますが要はG O T H I Cですよね。
0:41:36	端っこそういう形で組み立てることは理解しました。承知しました。
0:41:48	規制庁イノウエでございますけれども、
0:41:53	島村さん、何かございますか。
0:42:01	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:02	規制庁嶋村ですけれども、あと今回
0:42:10	6ヶ所を閉止するというので、そのうち1ヶ所だけ
0:42:21	1ヶ所だけその技術基準適合の確認。
0:42:26	対象になるっていうことだったと思うんですけど、今後、1ヶ所と、他の5ヶ所の違いって、ちょっとすいません系統図がよく、
0:42:38	見えないんでわかんないんですけど、
0:42:42	繋がってる。
0:42:43	配管が繋がってルー場が違うってことなんでしょうか。
0:42:49	廃棄処理場キノシタでございます。基本的には外部から加熱現在L P G 或いは加熱蒸気を受入れるということで、何か
0:43:00	他からやってくるものを停めるところでございます。それは資料提出する ためのものではあって技術基準適合っていうふうな観点ではないと。
0:43:10	ただ1ヶ所ですねその1ヶ所につきましては、第2処理棟の中で、すでに 今後も継続使用する系統と繋がってる場所ですね。
0:43:20	第1中繋がってる系統1ヶ所でございます。こちらは期継続使用する、
0:43:30	会議所層からが、その排水口、
0:43:34	一般排水工であったり他の施設持ってくるための系統のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	以外の場所、つまり今回使用を制止して今後使わないってところ本来の排水口ではないところに行く、繋がったところありますこちらを、
0:43:52	排水口以外ととらえてそちらに排水するものではないということでここを閉止すると。
0:43:59	技術基準 35 条 1 項 6 号の観点で、ということでそそういう仕分けをしています。
0:44:06	うんうん。すということはですから
0:44:13	この 11 ページにあるところは、繋がってる先が今後も使う。
0:44:21	これは何だ液体廃棄物 B 用排水槽、
0:44:26	とか、この排水所に、
0:44:28	繋がってるんで、
0:44:32	そこからも、この
0:44:36	この
0:44:37	ページのところから守れない。
0:44:41	ようにという観点で見ていくと、
0:44:45	次それ以外のところは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:49	もうその繋がってる先がもう、使わないもので、何も液体が入ってないので、
0:44:58	特に濡れる心配もないから、
0:45:01	見る、見る質、漏れるし、
0:45:04	漏れる心配はないというそういうことでよろしいですか。
0:45:09	はい基本的にそうなります。例えばちょっと後で映してますけど液体入って利用排水と栄養排水槽から、左側の配送2-2に幾ら系統ですね。
0:45:20	本来はD O排水槽から用排水槽から見た排水先の一つとして排出坊主に何があるというふうに考えております。
0:45:31	今後はこちらの廃車所に使用を提出するのでここが本来の排水口ではなく、なくす必要があると。
0:45:38	いうところでここを閉止して、AはBを排水槽用排水槽から、本来の排水口以外の箇所に排水するものではないということでここを技術基準の35条1項6号の適用というふうに考えたものでございます。
0:45:57	他のところもそもそも
0:46:00	受入れるものが液体がそもそもないのでそこは排水という観点ではここは入口ですから、排水というか、もう入口の話なのでそこは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:12	例えばここはですね、こっから例えば、移送容器に輸送容器が排水口と いうふうではなくてここは入口の方なのでそこはそもそも、
0:46:25	35 で 1 項の 6 号ではないというふうに、薬整備でございます。
0:46:30	すごい。
0:46:33	わかりましただから、
0:46:38	その検査も、
0:46:40	結果、検査の外観検査だけということで、特に共同とかそういうもの は、強度とか材料とかそういうものは見ないってことなんで特に、
0:46:54	うん。壊れても特に
0:47:00	今後も使用するものには影響しないと。
0:47:06	そうですね壊れる壊すのは当然ないんでなくてステンレスソース丈夫な ものを使いますけれども突然当然受入れる。
0:47:13	例えば配給総車両とか、
0:47:18	ここは P L U G で売ってしまうので基本的に悪意を持ってプラグを外し て、カプラを付け直してっていうことをしない限りは行ってるものでは ございませんので、
0:47:31	入るものがないってことは力がかからないということで今、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:37	今おっしゃった通り基本的に壊れることはないかなと思っております。
0:47:42	宇井。
0:47:45	そうするとあれですね
0:47:50	これこの配管を設置したときに、何か
0:47:56	どういう説懇切込んで何を見たかとか、使用前検査でどんな検査をした かって、
0:48:04	その変換、その辺ってわかりますか。
0:48:08	ちょっとす。すべからく覚えてるわけではないんですけども、ちょっと確かその技術今先ほど大分前に質問があったように技術基準何号のために検査をしますという説高になってないのでちょっとその対応がちょっと1とれてないところがございますけども、
0:48:25	当然使うという前提で検査をしてますから、検査内容としては当然、廃液の受入れる。
0:48:35	口使用するという観点で確か材料検査はしてたと思います。はい。あとは、検査としては系統この系統図の通りという、ちょっと具体的に細かいことまでは書いてない検査内容としてちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:51	記録として残ってないんですけども系統図の通りという検査をしているのは、
0:48:57	記憶にありますはい。
0:49:00	在留とカー。
0:49:06	それから、
0:49:08	配管の口径とかそういうのは、図面に入ってるんですか。
0:49:13	ですね式印可のところではちょっとここですし、細かい系統までは既認可で全部は書いてませんが、主要系統について材質等
0:49:27	系とかは書いてあったと思いますただカネコで行っている加熱蒸気とかの系統は基本的にユーティリティ系統ですので、
0:49:36	そこまで設工認の系統図上は書いてますが、書いてますが材料検査とかまではやってはいなかったように記憶しておりその細かいスペックですね。
0:49:47	までは書いてなかったと記憶してます。
0:49:52	はい。すいませんが
0:49:56	わかる範囲で結構なんで設置した時の設工認とか使用前検査について
0:50:04	ちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:06	当時の資料、
0:50:08	あれば、
0:50:12	ちょっと教えていただけますか。
0:50:15	はい。それは資料に入れるという観点でしょうかそれとも何か違う違う 違う。はい、わかりました。ちょっと説明するというので結構です。 説明資料ですね。はい。
0:50:29	当時の a 資料をご用意はしたいと思います。ちょっとすべからくどこま で検査、
0:50:40	当時、どこまで検査対象かっていうのを議論した上で決めたと思います ので、すべからく全部そろうかどうかちょっと、記録としては全部残っ てますけども、当時検査対象にしてたかどうかまではちょっと確認させ ていただきたいと思います。
0:50:56	ただ当然ですね
0:50:58	これはあくまで使用するために、材料検査して、していた当時してたも ので、今後は使用しないというものに対してはその件数のレベルとして は異なってくるのではないかなというふうに考えております。
0:51:15	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:16	わかりましたはい。それでは、よろしくお願いします。
0:51:41	規制庁タツモトです。下村さんすいません。衛藤。
0:51:44	生田目もう1回お願いしたいんですけど。どういうことを確認したいので、今の衛藤加古のその設工認なり使用前なりを確認してもらおうというところもう1回いいですか。
0:51:59	アドオン。
0:52:00	さっきの12条、
0:52:05	の材料構造の、
0:52:11	条文、技術基準等の材料工場の受ん。
0:52:15	ところを見ると、
0:52:23	強度、強度を、強度を試すこととか、
0:52:27	いう、
0:52:30	規定になってまして。
0:52:34	これ、当時設置した時にその何ていうんすかね、その強度について、どの辺まで見ていたのかという、
0:52:48	を、
0:52:49	うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:50	がわかれば、
0:52:53	12条の対象かどうかっていうのがはっきりするんじゃないかということ で、聞いたんですけれども。
0:53:01	当時の強度っていうのが今回のヘイシーと、
0:53:05	どのように関係してきてます。
0:53:10	ですから、例えば
0:53:22	1ヶ所はもう、
0:53:35	これはい。
0:53:38	枚数こう以外のところでも漏れないことっていう、いう。
0:53:45	更新中の6ですね。うんそうですね。そこ。
0:53:49	そこはあるんですけど共同強度を見なくていいっちゃうの特に構わない と思うんですけど、C-6の強度っていうのはもうすでにそのキーマー カーなり、
0:54:02	でも見てる話かなと思っていて、
0:54:05	うん。ただそれ、今回閉止、止め閉めますといったときに改めて見る必 要があるかなっていうところなんすけど。
0:54:24	特段ここから漏れてもいい、漏れてもいいっていう、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:30	もし
0:54:33	何ていうんすかね停止しても、強度がなければそこから漏れてしまう可能性は、
0:54:42	あると思うんで、
0:54:44	その閉止の改造、改造工事って、改造っていう単語かってわかんないけどその編集の工事をするにあたって、
0:54:52	その中、
0:54:53	ようなことはないですかってことですかね。
0:54:57	そうですね協力がかなり強い。うん。閉止することで、今日とか、
0:55:04	極端に弱くなったりすることはないですかってそういう、
0:55:08	ことですけど。
0:55:14	どういう場合があるんですか。
0:55:19	原子力機構キノシタでございますちょっと補足させていただきたいと思 いますけども今ちょっと経営キシモトさんがご懸念されてるのはこの 部分の話かなと思いました。で、ここについてはこのヘイシー他の所下 流側ですねこちらの液体は、営業排水装備用排水槽から来る系統。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:40	こちらに最終バルブB Vの 645 というものがございます。で、ここは今現状常時閉で施錠されても確実に開かないようになってございます。 で、
0:55:53	D Vの 645 までは、継続使用する設備として、今後常に認可を受けて強度も確認されていて、今後も継続使用し、小さい開けることはないんですが、
0:56:07	ここが境目になります。で、基本的に栄養排水その紙面でポンプ室側とかです液体でB O排水槽側の矢印や張りの下、
0:56:18	こちらにもバルブはもう一つずつあって、そこで求めてますし、そこを開けても最後B Vの 645 とすでに強度が確認されているバルブで仕切られてございますので基本的にはこの添さらに下流側の閉止板に、
0:56:35	圧力が変わることはないというふうに考えております。
0:56:38	うん。
0:56:49	衛藤規制庁タツモトです。
0:56:53	多分そういうことが確認できればいいのかなと思っていて、
0:56:58	C -6 だけじゃなく、C -6 だけでいいのかな。
0:57:03	その強度的にも、はもう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:06	見る必要ないんです。
0:57:07	ていうことが確認できればいいのかなあと考えてますが、嶋村さんどうですかね。
0:57:13	そうですねそれ。
0:57:15	市規制庁シマムラですけれども。はい、その上流で
0:57:23	ちゃんと、何て言うんすかね。バルブとかあって、
0:57:28	漏れることはないんですよっていう、そういう説明であれば、
0:57:32	いいかと思えますけど。
0:57:35	原子力機構さんそれで説明の準備ができそうですか、C-6。
0:57:41	だけなのか、それはそうですねC-6のところははいここの
0:57:48	ここのヘイシー谷岸は確実にそのバルブで数ヶ所数、ここ、系統図載せてるB64号だけではそのさらに上流側でもございますし、そちらを常時併記しているので、
0:58:03	直接会ったことはないという説明はできます。またですね、例えば、やっぱりユリティ系ではありますけどここは配管の端部になってまして、そもそもこの系統の中も大気圧でございますので特に力がかかるものではないという説明はできます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:20	またどういふところですねここも配管の受け入れ口のところも、これも配管の端部末端でございまして、その先の排せつ物に乗りに行く方も、すでに
0:58:34	ある意味大気圧状態で直接圧がかかることはない、他にちょっと省略させていただいているところにつきましても同様、
0:58:41	配管の末端部で書か特にないやつもないしを提出しているために長坂ともないっていうことも、それか、複数のバルブで確実にその閉止板に直接力がかかることはないというふうに、
0:58:57	5節説明はできます。
0:59:01	規制庁タツモトです。その方向でこれもポンチ絵とは別に、説明資料として、ちょっと
0:59:09	整理してもらっていいですか。
0:59:12	はい、わかりました承知いたしました。
0:59:18	規制庁下山です。
0:59:21	何で質問したかというところ S T A C Y の方の系統分離とか、
0:59:29	施設購入をすでにやってまして、そっちの方ではこの
0:59:36	材料来、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:39	6分ところとか、対象にしてたりするので、
0:59:43	それちょっと聞いた。
0:59:48	それを聞いたの。
0:59:50	対象と s t a g e でも対象としてない場合もあるので、
0:59:56	ケースバイケースだと思うので、その辺は
1:00:00	説明いただければ、
1:00:02	いいのではないかと思います。以上です。
1:00:09	規制庁タツモトです。原子力機構さん
1:00:14	星さんは S T A C Y とかの説明で演技とかの関係で、その材料等の条文 適合を説明しているのであればそれとも違うところを教えてください。
1:00:27	はい現職キノシタでございます承知いたしました。
1:00:37	シマムラ参与。
1:00:39	千葉さん、嶋村さん他ございますでしょうか。
1:00:44	他は大丈夫です。はい、ありがとうございます。
1:00:48	規制庁勝又です。ちょっと資料2、
1:00:52	見方をちょっと教えて欲しいんですけど。
1:00:54	資料の3ページ目。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:57	2、今継続使用と使用停止っていう形で分かれてるんですけど、
1:01:03	まず、そもそもなんですけど、
1:01:09	例の建物なんですかね、グレーの建物。
1:01:13	第2 廃棄物処理棟を表してるんですか。
1:01:18	これ、どちらかと第2 廃棄物姑の中のセルを中心とした系統になってます。はい。その第2 廃棄物処理棟の中には、
1:01:32	この固体廃棄物処理設備にっていうのも入ってるのか。
1:01:36	はいその通りでございます。
1:01:40	今継続使用と使用停止のブルーで分けてますけど、
1:01:45	この
1:01:46	本来は
1:01:49	継続しようとしよて志田真ん中のブルーがなくて建物んセルとしてはくっついてるようなイメージなんですか。
1:01:58	はい処理済み廃棄物収納制度というところの壁の向こうが固化セルになってますのでちょっと少し
1:02:10	ラップしてるところありますけども一体となっているものでございます。 ここくっついてるっていう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:19	左側の方は継続で使います右のセルは使用停止します。で、衛藤主要研修の方に保管廃棄施設ってのが左の真ん中、
1:02:31	オレンジにあるんですけど、この保管廃棄施設っていうのは使用停止はしないんですよね。
1:02:39	はい。これはいわゆる阿藤他倉庫式とかですねそういった他廃棄施設、こちらに運びますという意味合いで書いてるものなので他へ既設自体はしようとするものではございません。
1:02:53	この継続し、規制庁タツモトです継続使用に書かれている、他廃棄施設と同じものですか。
1:03:01	はい。基本的に同じものです。建物複数ございますけれども基本的な建て同じ建屋式の保管廃棄施設に保管廃棄しているものでございます。
1:03:11	規制庁タツモトです。であればですね使用店主のこのブルーの中に囲っちゃうと、この保管廃棄施設も使用停止するよう見えちゃうので、この左の継続使用のほうにいつてるようなイメージであれば、そっちに何か繋がるような矢印か何かで示してもらっていいですか。
1:03:28	厳粛キノシタでございます承知いたしましたちょっと図面書き換えさせていただきます。はい。今回仕様閉止箇所が追ブルーで見、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:39	3ヶ所ですかねあるんですけど、まず一番右上の廃液貯槽2-2。
1:03:46	液体廃棄物から来るこの青いブルーっていうのは、C-1からC-6のうちどれに当たるんですか。
1:03:57	これはC-1とC-2です見通し、No6ですね、1-1年の2年の6で、
1:04:09	それで審査会合でちょっとご説明したこれパンフレットベースで改定後、
1:04:15	パンフレットベースで書いてございまして、実際許可申請書の方にちょっと明確に書かされていて下階ているんですけどもこの秋田とかそういうの供給槽と書いてあるところ、
1:04:27	こちらに、実は廃棄所と図2-2からではなくて、直接スラッチを受ける系統がございます。そちらの方は、が、
1:04:40	今回ですね椎野。
1:04:45	ここでC-4という形で今回設工認の申請させていただいております。許可申請書上はですね、ちょっと少しわかりちょっとアップしてわかりづらいんですが、
1:05:02	こちらの方の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:04	濃縮廃液等のこの※のところのこの濃縮は約 1000 ちょっと米行く宇和海で濃縮は医局室の受け入れ配管のうちスラッチ抜ける配管閉止するというここの部分が、
1:05:16	今回設工認申請書上の C-6 に値するという、いうところでございます。
1:05:21	庄野 4 に値するってことですね。この写真 4 ですねすみません。
1:05:27	衛藤。
1:05:28	規制庁タツモトです。この N P D 供給元のブルーのバスと加熱蒸気供給元のブルーのバツは、椎野幾つに該当するんですか。
1:05:42	加熱が強いすみません。すみません。加熱蒸気配管が椎野さんで L P G が C-5 です。数字 0123 進行力。
1:05:57	そうですね。村長タツモトですありがとうございます。はい。これ入れてもらったらわかりやすい。
1:06:04	そう。
1:06:05	ちょっと椎野幾つとかっていう説明が後に出てきちゃうんですけど、ただ、ここでも C-1 から C-6 がどこに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:16	該当するのかってのは入った方が、わかりやすいんだから入れる工夫をしてもらってもいいですか。
1:06:27	はい、承知いたしました。ちょっとそうですね。バツテンの横がその沈殿西井の幾つという箇所を変えてちょっとスラッチ抜け系統は審査会合でお示した給与系統の中この来ん。
1:06:41	図面がないのでちょっと矢印を少し足してスラッチの受け入れ系統ということで追記させていただいてそこはCの4番とかなということでちょっと図面を修正させていただきたいと思います。
1:06:55	以上タツモトですありがとうございます。
1:07:03	成果タツモトです。こういう廃棄物通所り一等でのその閉じ込め機能なり遮へい機能なりっていうのは、
1:07:14	このそれぞれのこの配管なり何なりっていうところでは機能は持たせていなくて、何か他のところで、
1:07:24	閉じ込めなり遮へいなりの機能は持たせているという理解でいいんでしたっけ。
1:07:29	遮へいセルのところ、基本的には遮へい機能はセルで持たせてますということで今回固化セルと濃縮セルについては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:40	耐震上という観点では健全性は確保するんですけども固化セルのセルの躯体そのもので従前は遮へい機能ということで、
1:07:51	見てますけどもそこは今後は遮へい機能という観点では見る必要はないっていうふうに閉じ込めもそうですね、どこかセルの上の閉じ込めっていう観点では、
1:08:02	特段、維持する必要はないというふうに考えてますただ当然管理区域としての関係は継続しますので、ある程度の
1:08:10	建屋としての閉じ込め機能は、今後も換気設備、
1:08:15	いや、そういった建屋の一部としての確保していくことになるだろうかと思います。
1:08:22	院長タツモトですありがとうございます。
1:09:24	規制庁タツモトです。今回
1:09:31	停止する装置設備たりっていうところに、機能を持たせてないってことは、ちょっと明確に言いたいなと思っていて、
1:09:41	閉じ込めなり遮へいなりっていうものは、セルで持たせていて、そのセルの設計に変更するものではないみたいな、何か

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:52	希望機能はないんですよってということがわかるような文言って入れてもらうこと可能ですか。
1:10:13	規制庁タツモト d す原子力機構さん聞こえてますか。
1:10:17	あ、すみません、ミュート解除忘れておりました。はい。はい承知いたしました。
1:10:25	このページのところ例えば三つ目のところ辺りでし、何かそういった説明書きを追加するようなイメージでしょうか。
1:10:36	はい。なお書きなのかもしれないですし、簡単に1分ぐらいでいいんですけど、
1:10:42	全く機能の形状は問題ないんですってことが一言言えばなと思ってるんですが、
1:10:49	はい、承知いたしました。
1:11:04	規制庁金子です。すみません。
1:11:07	事実関係を確認したいんですけども、よろしいですか。
1:11:10	はい。
1:11:12	ちょっと先ほどの説明にあったかもしれませんが、今回のヘイシーに係る工事で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:19	実質、取り外しとかも撤去してしまうものっていうのは、
1:11:24	施設のカプラーね、移送車両等を配管を製作する掛川と、L P Gのガスポンベからくる既設の会館。
1:11:37	二つだけという理解でいいんですか。はい。そう。そうだ。他は閉止板を入れるということで考えております。そうすると、配管を取ったり何か設備を撤去したりとかそういうのはないっていう理解でいいですか。
1:11:52	はい。その通りになります。わかりました。あと1点だけ、この
1:11:59	N P Dガスポンベからくる既設配管っていう、どんな
1:12:05	じゃないですよね。これステンレスの配管です。で何か、
1:12:12	原因としてはこんな2本じゃない。
1:12:16	はい。すみませんもう1回よろしいでしょうか。
1:12:25	女の子。
1:12:26	わかりましたちょっと別の写真があっけい。
1:12:30	どういう方がわかりましたありがとうございます。
1:12:33	はい。ここにつきましても審査会合で多分見え見ていらっしゃる写真が、その通りだと思いますけどもそれせ審査会合時の資料の写真をちょっとつけさせていただきます。ありがとうございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:50	は、規制庁タツモトです。
1:12:52	先ほどのシマムラからの質問等、
1:12:59	もう確認でちょっと私が確認できなくて大変申し訳ないですけど、
1:13:03	そこから適合条文の対象。
1:13:08	ではC-6の、
1:13:13	排水工以外の排出が該当しますという説明だったかなと思ってるんですが、
1:13:21	最初の3ページではその液体廃棄物から来るってのはC-1とC-2とC-6がありますって言ったときに、
1:13:29	そのC-6だけで良いっていうところをもう1回教えてもらっていいですか。
1:13:35	C-1、2と4ですね、こちらは、受け入れ配管ではあるものの、今現状、
1:13:45	例えばC-1ですとタンクローリーとかですねそういった輸送車両がやってきて、それで何か接続とかをして配管をその都度接続して、
1:13:58	受入れるような配管です。なので、例えば瀋陽市ですと、カップラーどめになってる配管端部になってると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:07	いうところですかこちらについては排水口というよりは入口なので、その排水工以外の箇所においてってということで今は適合条項ではないかなと考えておりました椎野にも同様ですねこれも何か
1:14:26	他から容器をマシンもそうですけどドラム缶ですとか、専用の輸送容器を持ってきて何か接続して初めて、受入れるというものなんでございますので
1:14:38	そういった排水口、出口ではなくて入口というところで35で1項6号の対応ではないかなと思っております。1年の6は、
1:14:50	スタート。
1:14:51	液体廃棄物栄養排水槽のB O排水槽これ今後も継続使用する設備で継続使用する設備側から見て、背後のポツ2-2が、
1:15:02	排水先、移送先になりますのでそっち側に排水が排水口以外、
1:15:10	いや今後今後排水口ではなくなるのでそこを閉止して、排水口以外の箇所に排水するものないというふうな、
1:15:20	整理で考えております。こういった説明でよろしいでしょうか。
1:15:29	勝本です。理解しました。ありがとうございます。
1:15:40	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:42	ございます。
1:15:46	よろしいですか。はい規制庁の井上でございます。確認は
1:15:52	以降一通り終わりましたので、
1:15:56	わかり、最後のまとめに入っていきたいと思います。今回のヒアリング でのコメントとか確認とか、まとめたもの。
1:16:08	画面共有とかできますでしょうか。
1:16:17	はい、処理場キノシタがちょっと少々お待ちしてきましょうと今ワード とかで打ち込みっていうところと、まだこちら皆さんでこちらの中でち よっと協議されてないので少しお待ちいただけますか。
1:16:29	規制庁の井上でございます。はい、承知いたしました。
1:25:38	原子力機構キノシタでございます。ちょっと今テキスト等、ちょっとバ ックファイアファイル読めなかったのでテキストD、
1:25:47	表示させていただいておりますけども、図、
1:25:51	大きさ、文字起こしとかどうでしょうか。
1:25:58	もうちょっと大きくしていただければと思うんですけども。
1:26:04	一応、千葉へ行かない人が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:30	<p>ちょっとこちらの画面上に少し大きくしましたが、いかがでしょうか。</p> <p>もうちょっと大きい方がよろしいでしょうか。</p>
1:26:38	大丈夫です。
1:26:41	大丈夫です。
1:26:43	<p>はい。それはちょっと確認させていただきたいと思いますまず一つ目で</p> <p>すね資料の構成について申請書の概要仕様技術基準の順番で見直せない</p> <p>かということで、</p>
1:26:54	これ廃止をさせていただきます。
1:26:56	<p>また二つ目ですね資料の構成についてP10や19について見づらいため</p> <p>画面をきすると対応かどうかということで図面を記載スキャンカードを</p> <p>上げると他より図面を見やすくするように修正いたします。</p>
1:27:07	<p>あと堀3番目でございますけどもP13から15における配管図について</p> <p>図面のみでわかりづらいため写真これ審査会合とかで御示したものでご</p> <p>ざいますけどもこれを添付するかどうかということでこれも対応させて</p> <p>いただきます。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:20	<p>営企あと P9 における許可基準、許可申請書の創造性については技術基準規則の適合状況の記載をし記載することがあるのですかということ で、これは</p>
1:27:31	<p>許可との整合性のところから並列の技術基準規則記載場所については検討させていただきます。</p>
1:27:38	<p>また、その次ですね今回第 2 処理棟の浅香相模氏警視であるため液体廃棄物を第 3 章との処理になるが第三種で他は幾つに係る設工には実施しないのかこれは他よりの話とかの絡みかと思えますけども、</p>
1:27:53	<p>今日の段階で評価まで行経保管量の評価までの対応を実施しておるハード対応は不要として考えてますそのため、ただ一方ですね、</p>
1:28:02	<p>そのつ許可における第 3 処理等々保管廃棄の評価について、許可と設工 認整合性に関して整理した資料 1 提出をお願いしたいということでこちら廃止をさせていただきます。</p>
1:28:14	<p>平和と今回左折フランジについては設置の強度低下の懸念はないのかということ、措置閉止部分の上流側において常時閉として閉止へ分圧がかかることがないため問題ないと考えているということでこれに対して、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:30	閉止フランジに関する説明資料としについてまとめておくことということで廃止をさせていただきます。また、過去の清新城様案件について違う部分があれば説明することということでこれもはい。ちょっと調べて、
1:28:41	配布させていただきたいと思います。
1:28:44	また施設設備の概要における施設の図面について使用停止にはホの枠の中にですね紙保管廃棄施設を記載すると他の廃棄施設を使用停止するよう見えるため図面を修正することということで、
1:28:57	こちら廃止をさせていただきます。また同じくですね資料のP3について配管閉止活動Cの1から6について図面を明確化記載することということでこちらも廃止させていただきます。
1:29:08	また閉室、辻装置については器具機能要求上問題ないことを資料に記載できるかということで並行して廃止をさせていただきます。一応こちらの方でメモ書きしておりますがこのような認識でよろしかったでしょうか。
1:29:28	はい。規制庁金子です。
1:29:32	まだ答えを切ってますね、JAとして、何でこんなこと聞いてんだろうっていう質問の意図なり背景なりがわからないもしくは不明な点、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:44	ありますか。
1:29:48	特にございません。はい。ないですね。わかりました。これ、1.0 なんですか水試料図面が見え、見にくい。
1:30:00	ていうのが P 10、P 11 って書かれて、こっちはそう言ったんですけど、ちょっと全体見てもらって、例えば許可整合とかの許可の方の図面とかも多分読めないんですよ。
1:30:13	なのでその全体でちょっと見にくい部分は改めて見やすくしてもらっていいですか。
1:30:20	はい。減少規則の下でございませはい。承知いたしましたちょっとページ番号等増えるかもかと思いますがちょっと見やすくさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
1:30:36	決得社長と想像しては本日のヒアリング、終了したいと思います。
1:30:46	下村さん何かございます。
1:30:49	いえ、特にないです。わかりました。はい。町長ありがとうございます。それでは終了したいと思います。
1:30:59	ありがとうございました。おはようございます。こちら減少機構でございいますありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。